

申告内容の不明確な貨物を受託拒否

■米税関・航空事前情報で10月7日から

米税関・国境警備局（CBP）は5日に発信した貨物システムメッセージングサービスで、「航空貨物事前スクリーニング」（ACAS）を利用した貨物の申告内容が「あいまい、または、容認できない」貨物について2024年10月7日から同国全土で受託拒否すると通告した。

CBPから受託拒否が通知された航空貨物については、積み地での対応が求められることになる。

ACASを巡っては8月21日付で強化され、電子的に提出を求める情報を、最小単位のAWB (lowest air way bill level) ごとに25項目（概要）に拡大している。一部航空会社が欧州発米国向けおよび米国経由の航空貨物受託を停止しているほか、一部米系航空会社がフォワーダーへのレターで10月3日から強化されたACASに全世界で対応するとして、実施日までに可能な限り、必要なデータが提供できるように求めている。

もともと、ACASでの申告する貨物については、CBPが商品のサイズ、形状、特徴を識別できるように明確で簡潔な内容を求めて運用してきた。申告内容を例示するリストは順次更新しており、8月12日の追加分では、eコマース（EC）関連として、あいまいな「既製服（HTS610910）」ではなく、「レディース100%コット

ンTシャツ」または「メンズ100%レーヨンショーツ」といった説明や、あいまいな「Tシャツ」ではなく「メンズ100%コットンTシャツ」の受託を可能としている。ACASはセキュリティ対策として、米国向けおよび米国経由の航空貨物を航空機に搭載する前に、電子的に航空貨物の情報提出を求めるもの。今回の通告を踏まえ、